

議第113号

滋賀県琵琶湖流域下水道条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年 6月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県琵琶湖流域下水道条例の一部を改正する条例

滋賀県琵琶湖流域下水道条例（昭和57年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和33年法律第79号」の右に「。以下「法」という。」を加える。

第2条の次に次の6条を加える。

（流域下水道の構造の技術上の基準）

第2条の2 法第25条の10第1項において準用する法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、次条から第2条の6までに定めるところによる。

（排水施設および処理施設に共通する構造の技術上の基準）

第2条の3 排水施設および処理施設（これらを補完する施設を含む。以下同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水および地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとして講じることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆いまたは柵の設置その他下水の飛散を防止し、および人の立入りを制限する措置が講じられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、または腐食を防止する措置が講じられていること。
- (5) 地震によつて下水の排除および処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。

（排水施設の構造の技術上の基準）

第2条の4 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径および排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとして講じること。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水

勢を緩和する措置が講じられていること。

- (3) 暗渠^{きよ}その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。
- (4) 暗渠^{きよ}である構造の部分の下水の流路の方向または勾配が著しく変化^{きよ}する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) マンホールまたはますには、蓋（汚水を排除すべきマンホールまたはますにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。
- (6) 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設は、当該雨水流域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の河川その他の公共水域の水位その他の状況に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすること。

（処理施設の構造の技術上の基準）

第2条の5 処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、第2条の3に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。
- (2) 汚泥処理施設は、汚泥の処理に伴う排気、排液または残さい物により生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講じられていること。

（適用除外）

第2条の6 前3条の規定は、次に掲げる排水施設および処理施設については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられるもの
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられるもの

（終末処理場の維持管理）

第2条の7 法第25条の10第1項において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体または膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池または沈殿池の泥のために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速^ろ濾過法による場合は、濾^ろ床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾^ろ材が流出しないように水量または水圧を調節すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じること。
- (5) 臭気^ろの発散および蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号に定めるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液または残さい物により生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講じること。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。